(三) 猟銃の所持の許可に係る欠格要件に関する規定の整備

法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪及び同項第三号の政令で定める罪の範囲を定めることとした。（第一二条関係）

2 (一) 年少者の空気銃の所持に関する規定の整備

(1) 法第四条第一項第五号の二の政令で定める運動競技会は、空気銃（空気けん銃を除く。）を所持しようとする者にあっては国民体育大会とし、空気けん銃を所持しようとする者にあってはオリンピック競技大会等とした。（第五条関係）

(2) 法第五条第一項第一号の政令で定める運動競技会はオリンピック競技大会等とし、同号の政令で定める者は日本体育協会とした。（第七条関係）

(3) 法第五条の二第六項の政令で定める運動競技会はオリンピック競技大会等とし、同項の政令で定める者は日本体育協会とした。（第一六条関係）

(4) 法第九条の一三第一項の政令で定める運動競技会は、空気銃（空気けん銃を除く。）を所持しようとする者にあっては国民体育大会とし、空気けん銃を所持しようとする者にあってはオリンピック競技大会等とした。また、同項の政令で定める者は、空気銃（空気けん銃を除く。）を所持しようとする者にあってはその者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体とし、空気けん銃を所持しようとする者にあっては日本体育協会とした。（第二八条関係）

(二) 年少射撃資格講習会の内容等に関する規定の整備

(1) 年少射撃資格講習会の開催に際しては、都道府県公安委員会が必要な事項を公表しなければならないこととし、年少射撃資格講習会における講習時間は、空気銃の所持に関する法令については三時間、空気銃の使用の方法については一時間とすることとした。（第二九条関係）

(2) 年少射撃資格講習修了証明書の交付は、年少射撃資格講習会の講習を受けた者のうち、考査により当該講習に係る事項を修得したと認められる者に対して行うこととした。（第三〇条関係）

(3) 都道府県公安委員会が年少射撃資格講習会に関して行わせることができる事務は、空気銃の使用の方法に関する講習に関する事務とした。（第三一条関係）

(三) 空気銃の保管に関する規定の整備

法第一〇条の五第一項の政令で定める場合は、運動競技会の射撃競技への参加又は指定射撃場における練習を行う場合、空気銃の修理を委託する場合、保管を委託する相手方を変更する場合その他保管の委託をしないことについて正当な理由がある場合とした。また、法第一〇条の五第一項の政令で定める者は、空気銃については猟銃等保管業者とした。（第三三条関係）

3 その他所要の規定の整備

(一) その他所要の規定を整備した。

(二) 所要の経過措置を設けた。

二 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正関係

地方公共団体の手数料の標準に関する政令について所要の改正を行った。（本則の表関係）

三 遺失物法施行令の一部改正関係

遺失物法施行令について所要の改正を行った。（第一〇条関係）

四 施行期日

この政令は、平成二一年一二月四日から施行することとした。

◇道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二二五号）（警察庁）

道路交通法の一部を改正する法律（平成二一年法律第二一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二一年一〇月一日とすることとした。

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第二二六号）（警察庁）

1 車間距離保持義務違反に係る法定刑の引上げに伴う規定の整備

高速自動車国道又は自動車専用道路における車間距離保持義務違反に係る点数及び反則金の額を定めることとした。（別表第二及び別表第六関係）

2 施行期日

この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二一年法律第二一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二一年一〇月一日）から施行することとした。（附則関係）

◇商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二二七号）（経済産業省）

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二一年法律第七四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日を平成二一年一〇月八日とすることとした。

◇商品取引所法施行令の一部を改正する政令（政令第二二八号）（経済産業省）

1 会員商品取引所の会員の資格を規定している商品取引所法（昭和二五年法律第二三九号。以下「法」という。）第三〇条を削除したことに伴い、商品取引所法施行令（昭和二五年政令第二八〇号。以下「令」という。）第三条を削除することとした。（第三条関係）

2 法第八二条における株式会社商品取引所の取引参加者の資格に係る規定を削除したことに伴い、令第六条を削除することとした。（第六条関係）

3 法第三三二条第一項第三号及び法第三四二条第一項第三号の政令で定める者に、保険会社及び保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を追加することとした。（第二四条関係）

4 法第三四九条の二第五項の規定に基づき、同条第四項の適切な措置をとる場合における関係行政機関の協議規定を定めることとした。（第二五条の二関係）

5 その他所要の規定を整備することとした。（第二条、第三条、第五条、第六条、第八条及び第一四条関係）

6 この政令は、平成二一年一〇月八日から施行することとした。

◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二二九号）（厚生労働省）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成二一年法律第六五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二一年九月三〇日とすることとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第二三〇号）（防衛省）

1 平成二一年三月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合の償還金の金額の算定の基礎となる金額を四、八九九万円とした。（別表第一二関係）

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二三一号）（内閣府本府）

1 ネパール国際平和協力隊を置く期間を平成二二年三月三一日までとすることとした。（第一条関係）

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十一年六月九日から八月二日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二三二号）（内閣府本府）

1 平成二一年六月九日から八月二日までの間の豪雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2 当該災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

(一) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

(二) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3 この政令は、公布の日から施行することとした。
